改訂版補足第27改訂版の規則5. 5. 3. の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則6. 5. 3. の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則6. の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則7. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則10. 2. 及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則10. 1. に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（警音器）

第250条　警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第２項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則6. に限る。）に定める基準を準用する。

２　警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第３項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則14. に限る。）に定める基準を準用する。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ～4. 1. 1.　（略）

4. 1. 2.　取り付ける灯火等の性能

走行用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第２項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5. 、6. 及び7. に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5. 、6. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準（クラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第２項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 1. 3. ～4. 2. 1.　（略）

4. 2. 2.　取り付ける灯火等の性能

すれ違い用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第６項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5. 、6. 及び7. に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯を除く。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5. 、6. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯及びクラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第６項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとし、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5. 4. 1. 及び5. 4. 2. 並びに協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5. 8. 1. 及び5. 8. 2. の装置を装着する場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5. 4. 1. 及び5. 4. 2. に限る。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5. 8. 1. 及び5. 8. 2. に限る。）に定める基準を満たすものとする。

改訂版補足第26改訂版の規則5. 5. 3. の規定及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則6. 5. 3. の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6. の規定及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則7. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則10. 2. 及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則10. 1. に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（警音器）

第250条　警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第２項の告示で定める基準は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準を準用する。

２　警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第３項の告示で定める基準は、別添75「警音器の技術基準」に定める基準を準用する。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ～4. 1. 1.　（略）

4. 1. 2.　取り付ける灯火等の性能

走行用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第２項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5. 、6. 及び7. に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5. 、6. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準（クラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第２項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 1. 3. ～4. 2. 1.　（略）

4. 2. 2.　取り付ける灯火等の性能

すれ違い用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第６項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5. 、6. 及び7. に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯を除く。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5. 、6. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯及びクラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第６項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとし、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則5. 4. 1. 及び5. 4. 2. 並びに協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則5. 8. 1. 及び5. 8. 2. の装置を装着する場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5. 4. 1. 及び5. 4. 2. に限る。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5. 8. 1. 及び5. 8. 2. に限る。）に定める基準を満たすものとする。